

小本川 ①

1 漁業権番号	内共第5号(小本川)				
2 漁場の区域	基点第6号と基点第6号の2を結ぶ線から上流の小本川本流及びその支流の区域(下閉伊郡田野畑村の区域を除く。) 基点第6号 下閉伊郡岩泉町小本漁港導流堤上の標識 基点第6号の2 下閉伊郡岩泉町小本字須賀57番地7防潮堤上の標識				
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り 使用する釣竿は、1本	岩泉町袈野字袈野と同町乙茂字三田市との境界から下流の小本川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	〃
		こい	〃	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		かじか	竿釣り(餌釣り又は擬餌釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	6月1日から9月30日まで
組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。					
(2) 区域の制限	区域		禁止期間		
	小本川小本橋上流端から下流40メートルまで及び同橋上流端から上流20メートルまでの区域		7月1日から11月30日まで(あゆの採捕に限る。)		
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌及び潜水による採捕は、禁止する。				
	名称		禁止に係る全長		
(4) 全長の制限	やまめ(ひかりを含む。)		13センチメートル以下		
	さくらます		20センチメートル以下		
	いwana		13センチメートル以下		

		うなぎ			30センチメートル以下						
		うぐい			10センチメートル以下						
		こい			〃						
		かじか			8センチメートル以下						
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いわな若しくはにじますの特設釣場又はやまめ、いわな若しくはにじますのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。									
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所				
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	円 1,400	円 7,000	組合事務所及び指定販売所				
		雑魚	やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	1,000	5,000					
			うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）							
	遊漁券販売所	<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>電話番号</td> <td>名称</td> <td>電話番号</td> </tr> </table> <p>岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。</p>						名称	電話番号	名称	電話番号
	名称	電話番号	名称	電話番号							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所				
		全魚種	あゆ	友釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 TEL 019-623-8712				
			やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）							
			うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）							
雑魚		やまめ さくらます いwana うぐい こい ふな	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	15,700	14,000						
	うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）									
5 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>										